

# 比布町地域防災計画



概要版

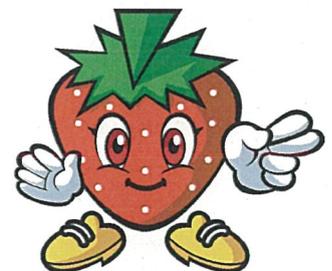
比布町防災会議

# 目次

比布町地域防災計画策定の目的 .....	1
比布町地域防災計画の全体構成 .....	1
比布町地域防災計画の概要.....	1
第1章 総 則 .....	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の構成.....	1
第3節 計画推進にあたっての基本となる事項 .....	1
第4節 用語 .....	1
第5節 計画の修正要領.....	1
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1
第7節 住民及び事業者の基本的責務等.....	2
第2章 比布町の概況.....	1
第1節 自然状況 .....	2
第2節 災害の概況.....	2
第3章 防災組織.....	2
第1節 組織計画 .....	2
第2節 気象業務に関する計画 .....	5
第4章 災害予防計画.....	8
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 .....	9
第2節 防災訓練計画 .....	9
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	9
第4節 相互応援（受援）体制整備計画.....	9
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 .....	9
第6節 避難体制整備計画 .....	9
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	10
第8節 情報収集・伝達体制整備計画 .....	10
第9節 宅地・建築物災害予防計画.....	10
第10節 消防計画.....	10

第 11 節	水害予防計画	10
第 12 節	風害予防計画	10
第 13 節	雪害予防計画	10
第 14 節	融雪災害予防計画	10
第 15 節	土砂災害予防計画	10
第 16 節	積雪・寒冷対策計画	10
第 17 節	複合災害に関する計画	10
第 5 章	災害応急対策計画	10
第 1 節	災害情報収集・伝達計画	10
第 2 節	災害通信計画	10
第 3 節	災害広報・情報提供計画	10
第 4 節	避難対策計画	11
第 5 節	応急措置実施計画	13
第 6 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	13
第 7 節	広域応援・受援計画	13
第 8 節	ヘリコプター等活用計画	13
第 9 節	救助救出計画	14
第 10 節	医療救護計画	14
第 11 節	防疫計画	14
第 12 節	災害警備計画	14
第 13 節	交通応急対策計画	14
第 14 節	輸送計画	14
第 15 節	食料供給計画	14
第 16 節	給水計画	14
第 17 節	衣料・生活必需物資供給計画	14
第 18 節	石油類燃料供給計画	15
第 19 節	電力施設災害応急計画	15
第 20 節	ガス施設災害応急計画	15
第 21 節	上下水道施設対策計画	15
第 22 節	応急土木対策計画	15

第 23 節	被災宅地安全対策計画.....	15
第 24 節	住宅対策計画.....	15
第 25 節	障害物除去計画.....	15
第 26 節	文教対策計画.....	15
第 27 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	15
第 28 節	家庭動物等対策計画.....	15
第 29 節	応急飼料計画.....	15
第 30 節	廃棄物処理等計画.....	15
第 31 節	防災ボランティアとの連携計画.....	15
第 32 節	労務供給計画.....	15
第 33 節	職員派遣計画.....	15
第 34 節	災害救助法の適用と実施.....	16
第 6 章	地震災害対策計画.....	16
第 7 章	事故災害対策計画.....	16
第 1 節	航空災害対策計画.....	16
第 2 節	鉄道災害対策計画.....	16
第 3 節	道路災害対策計画.....	16
第 4 節	危険物等災害対策計画.....	16
第 5 節	大規模な火事災害対策計画.....	16
第 6 節	林野火災対策計画.....	16
第 8 章	災害復旧・被災者救護計画.....	17
第 1 節	災害復旧計画.....	17
第 2 節	被災者援護計画.....	17



## 比布町地域防災計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき比布町防災会議が作成する計画で、比布町における防災対策の基本方針を示すものです。

この計画は、比布町と北海道、国、自衛隊、その他の関係機関が果たすべき役割や処理すべき事務などを定め、住民の生命、身体及び財産を災害等から保護する事を目的としています。

## 比布町地域防災計画の全体構成

この計画は、第 1 章から第 8 章により構成しています。



## 比布町地域防災計画の概要

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 節 計画策定の目的

#### 第 2 節 計画の構成

#### 第 3 節 計画推進にあたっての基本となる事項

比布町地域防災計画は、次の事項を基本として推進します。

- 1 「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせ、災害時の被害を最小限にとどめる。
- 2 「自助」、「共助」、「公助」のそれぞれが効果的に推進されるよう比布町、北海道及び防災関係機関の適切な役割分担の実施
- 3 災害教訓の伝承・防災教育の推進
- 4 男女平等参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

#### 第 4 節 用語

比布町地域防災計画において使われる用語の意義を定めています。

#### 第 5 節 計画の修正要領

#### 第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

比布町、指定地方行政機関、自衛隊、北海道、警察、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務等を定めています。

## 第7節 住民及び事業者の基本的責務等

大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関の対応には限界があります。災害に備えた住民・事業所等の基本的責務について定めています。

個人の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・食料・飲料水の備蓄（最低3日間分程度）及び最低限の生活用品の準備</li><li>・避難の方法及び家族との連絡方法の確認</li><li>・防災事業や災害時における救援・救助活動への協力</li></ul>
事業者等の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員、利用者の安全を確保するための防災体制の充実</li><li>・事業継続計画（BCP）の策定</li><li>・耐震化の促進</li></ul>



## 第2章 比布町の概況

### 第1節 自然条件

### 第2節 災害の概況

比布町、道内における自然災害及び事故災害について記載しています。

## 第3章 防災組織

### 第1節 組織計画

#### 第1 防災会議

災害対策基本法に基づき、防災会議を設置するとともに、比布町地域防災計画の作成、修正を行い、その実施を推進します。

防災会議は町長を会長とし、次の者を委員として組織するものです。

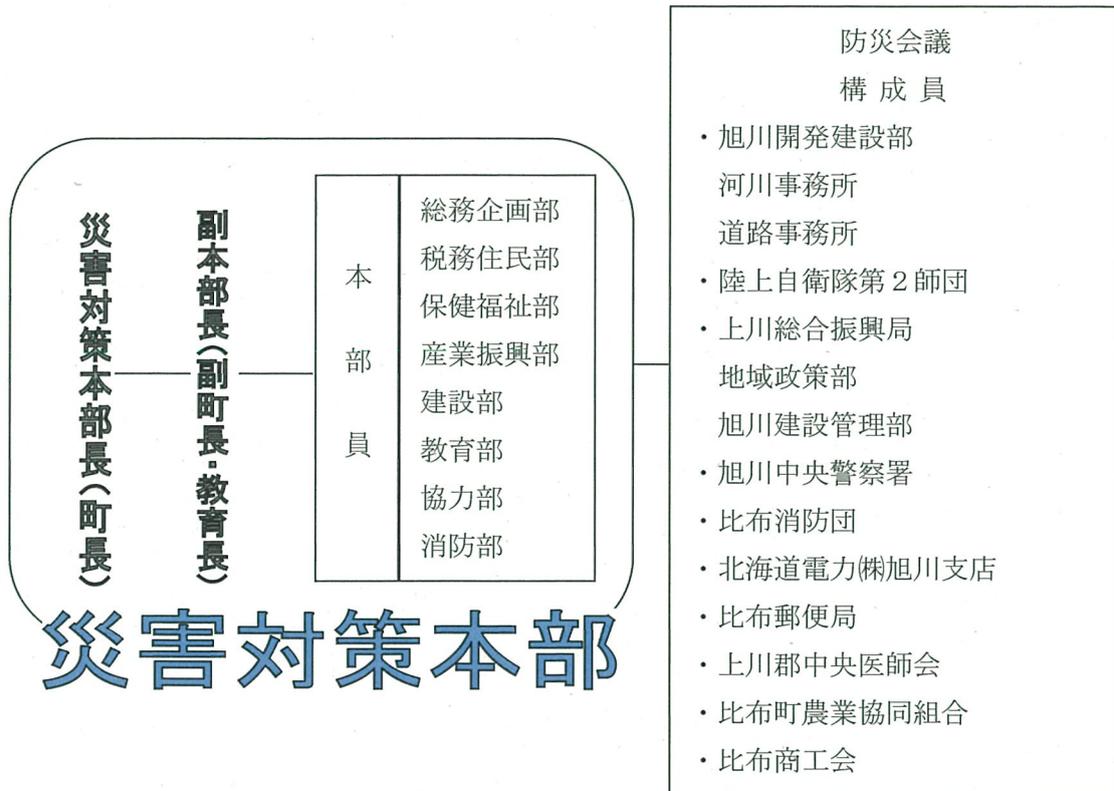
- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2名
- (2) 自衛隊の隊員のうちから町長が任命する者 1名
- (3) 知事の部門の職員のうちから町長が任命する者 2名
- (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 1名
- (6) 町の教育委員会の教育長
- (7) 大雪消防組比比布消防署長
- (8) 町の消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5名以内
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者



## 第2 災害対策本部

町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害対策本部を設置するものとします。災害対策本部は、比布町災害対策本部条例に基づき、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長は町長、副本部長は副町長・教育長が、本部員は所属機関の長及び課長があたります。

なお、本部長に事故があるときは、副町長又は教育長を本部長代理とします。



### 災害対策本部の業務

災害対策本部には、庶務班、財務班、情報管理班、生活安全班、企画振興班、広報班、税務班、福祉医療班、衛生班、保健班、農政班、林務班、畜産班、商工労働・観光班、建設班、土木班、上下水道班、学校教育班、社会教育班、協力班、消防班を置き、それぞれの災害業務に携わります。

### 第3 警戒・非常配備体制

警戒・非常配備体制は次のとおりとします。

区分	種別	配備時期	配備内容
災害対策本部の設置前	警戒配備体制	災害対策本部設置に至らない小規模災害が発生するおそれが生じた場合又は発生したとき。	総務企画課が情報収集にあたり、必要に応じて関係課長と連携し、情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制をとる。
	第1非常配備体制	(1) 大雨、洪水、強風等の警報を受け、警戒する必要が生じたとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (3) 火山に関する異常通報を受理したとき。	総務企画課、関係課長及び関係課所属の少数の職員を招集し、情報収集及び連絡活動等を行い、必要に応じて応急措置を実施する。また、第2非常配備体制に移行し得る体制をとるものとする。
災害対策本部の設置後	第2非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 震度5弱の地震が発生したとき。 (3) 必要により災害対策本部長が当該非常配備を指令したとき。	総務企画部及び各部員及び各部所属の班員を招集し、情報収集連絡活動及び応急措置を行い、状況により第3非常配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。
	第3非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (3) 予想されない重大な災害が発生したとき。	全職員を動員し、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

### 第4 住民組織等への協力依頼

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により必要があると認められた場合は、各住民組織（社会福祉協議会、各行政区）等に対し協力を求めるものとします。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送の協力に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項。



## 第2節 気象業務に関する計画

風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、災害情報等の伝達方法及び異常現象発見者の通報義務等に関することが定められています。

### 第1 注意報、警報及び特別警報並びに情報等の通報及び伝達

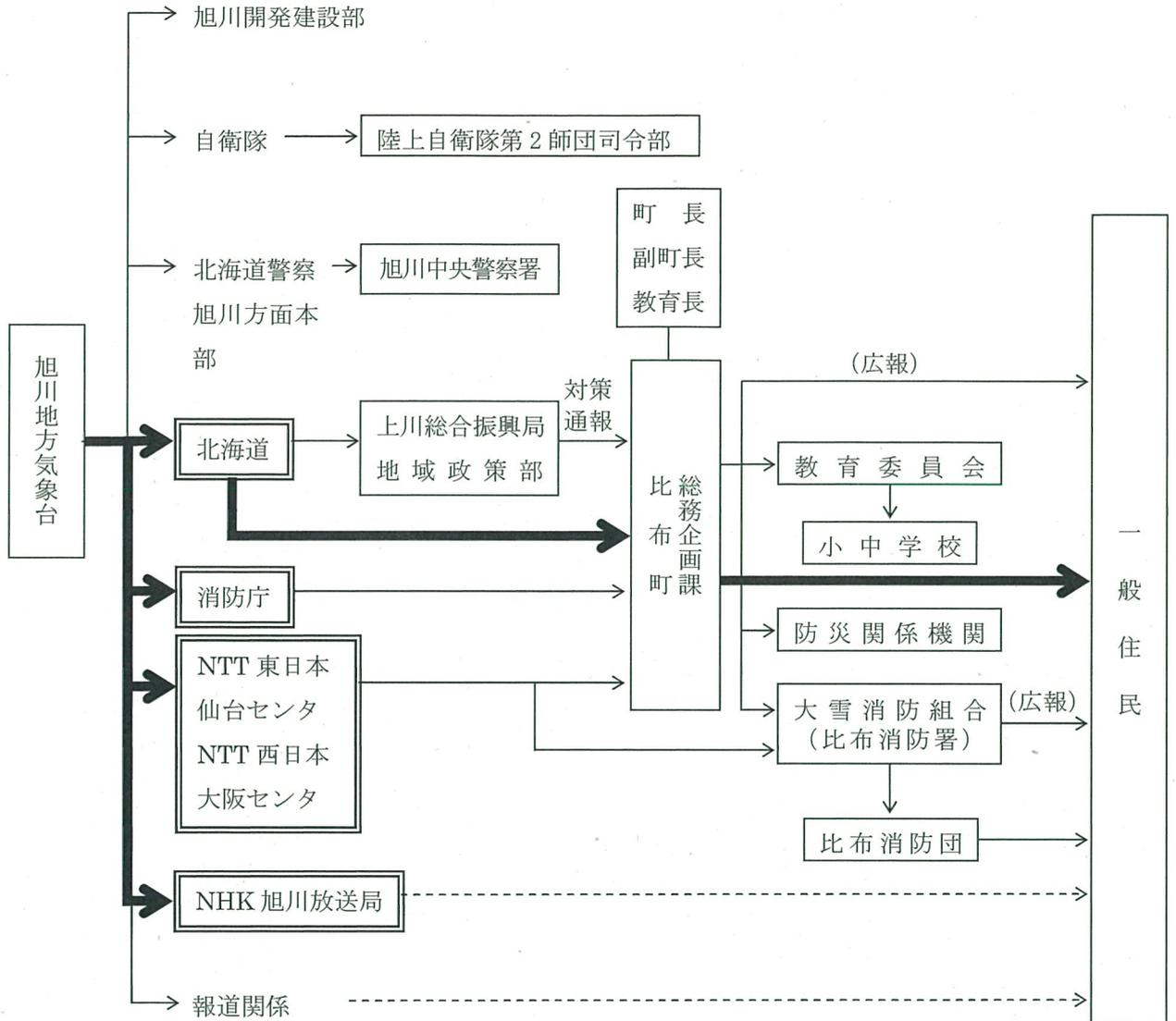
#### (1) 気象注意報発表基準

府県予報区	上川・留萌地方	
一次細分区域	上川地方	
市町村等をまとめた地域	上川中部	
大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm
	土壌雨量指数基準	118
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25 cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温） 平年より 6℃以上低い 7月～8月上旬：（気温） 14℃以下が 12時間以上継続 11月～3月：（最低気温） 平年より 12℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

#### (2) 気象警報発表基準

大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 50mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
暴風		平均風速	16m/s
暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

図表 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等情報伝達系統図



※1 図中太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている経路

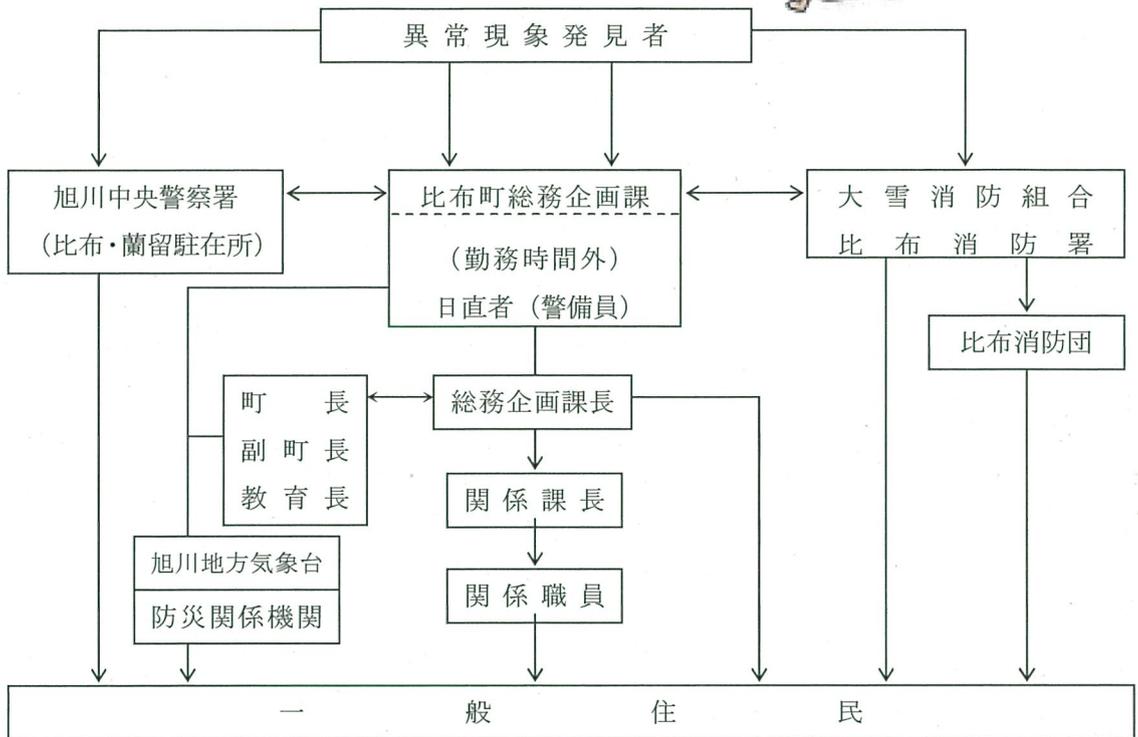
※2  (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

### 異常現象を発見した者の措置等

災害が発生した場合又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の決壊等）を発見した方は、下記のとおり通報してもらおうこととします。



図表 災害情報連絡系統図



## 第4章 災害予防計画

### 計画的な災害予防対策

- ① 防災活動体制、救援・救護体制の整備（関係機関やボランティア等との連携強化）
- ② 防災行動力の向上（防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化）
- ③ 施設整備等の安全性の確保

### 第1 重要警戒区域及び整備計画

災害の発生が予想される重要警戒区域は下記のとおりです。

#### 1 水防区域

水防区域											
番号	危険区域						予想される被害				整備計画
	地区名	水系名	河川名	流心距離(Km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
1	1区～22区	石狩川	1級比布川	石狩川合流点から3.00～8.40	右岸5,400 左岸2,100	氾濫	11			田123 畑40	計画有
2	21区～22区	石狩川	1級比布川	比布川合流点から0.70～3.30	両岸2,600	氾濫	8			田36 畑12	計画有
3	22区～25区	石狩川	1級蘭留川	比布川合流点から0.80～5.00	両岸4,200	氾濫	8			田128 畑40	計画検討中
4	比布8号	石狩川	1級石狩川	比布川合流点から173.2～174.4	右岸200	河岸決壊	2			田35	5ヶ年計画
5	比布15号	石狩川	1級石狩川	比布川合流点から176.6～176.9	右岸300	河岸決壊	2			田25	5ヶ年計画
6	近文頭首工	石狩川	1級石狩川	比布川合流点から168.8～169.8	右岸200	河岸決壊	6			田30	5ヶ年計画

#### 2 地滑り危険区域

地滑り危険区域							
番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	蘭留	北13線14号～北14線14号	5.0	2		国道40号線	JR宗谷線
2	蘭留	北9線16号～北10線16号	28.0			町道 高鞍山道路	

## 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災知識の普及は、本計画の定めるところによります。

### 普及啓発を要する事項

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災計画の概要</li> <li>○防災に対する一般知識</li> <li>○防災予防の心得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄の心得</li> <li>・防災の心得</li> <li>・火災予防の心得</li> <li>・台風襲来時の心得</li> <li>・農作物の災害予防事前措置</li> </ul> </li> <li>○その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策の組織、編成、分掌事項</li> <li>○災害の調査及び報告</li> <li>○防疫の心得</li> <li>○消毒・清潔方法の要領</li> <li>○災害時の心得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内等の連絡体制</li> <li>・気象情報の種別と対策</li> <li>・避難時の心得</li> <li>・被災世帯の心得</li> </ul> </li> </ul>

## 第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、また、防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによります。



## 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備は、本計画の定めるところによります。

## 第4節 相互応援（受援）体制整備計画

## 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

町は、行政区等を単位とした自主防災組織の設立を推進します。

## 第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによります。

### ○広域避難場所

火災の延焼や余震などの二次災害に備え一次的に避難する場所です。

広域避難場所	町内小・中学校のグラウンドなど（6か所）を指定しています。
--------	-------------------------------

### ○指定避難所

被災者が避難生活を送るための施設

避難所	町内小・中学校の体育館等の施設（5か所）を指定しています。
福祉避難所	避難生活において特別な支援を要する災害時要配慮者が避難生活を送る避難所（避難所の一部を指定する予定。）
その他の避難所	必要に応じて指定する臨時的避難所。



## 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

高齢者、障がい者などの避難行動要支援者等に対する安否確認や避難誘導を迅速かつ的確に実施するための支援体制の整備について検討を進めます。

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備については、本計画に定めるところによります。

## 第9節 宅地・建築物災害予防計画

## 第10節 消防計画

消防の任務を遂行するため、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるように消防計画の一層の充実を図ります。

## 第11節 水害予防計画

## 第12節 風害予防計画

## 第13節 雪害予防計画

## 第14節 融雪災害予防計画

## 第15節 土砂災害予防計画

## 第16節 積雪・寒冷対策計画

## 第17節 複合災害に関する計画

各災害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図る予防対策については、比布町、北海道、消防機関及び各機関相互の円滑な連携のもと実施するものとします。

## 第5章 災害応急対策計画

迅速で円滑な災害応急対策

- ① 情報の迅速かつ的確な伝達（避難準備情報・避難勧告・避難指示等）
- ② 初動体制の確立
- ③ 迅速な医療救護活動
- ④ 交通規制、輸送対策、飲料水・食料・生活必需物資の供給、防疫・衛生対策等
- ⑤ 速やかなライフライン（電力・ガス・上下水道・通信）、公共施設の応急復旧、応急教育
- ⑥ 災害救助法の適用と実施

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

地震情報、被害情報、応急措置の情報を一元化し、迅速な指揮命令体制を確立し、適時適切に情報を提供します。

### 第2節 災害通信計画

災害により通信設備が使用できない場合は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用することとします。

### 第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによります。

住民に対する広報の方法及び内容は、災害時の状況を見極めながら、次の方法によ



避難準備情報又は避難の勧告、指示の基準は、次のとおりとします。

(1) 避難準備（要配慮者避難）情報

災害時要配慮者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次によるものとします。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	石狩川 比布川	ア 水位観測所の水位が水防団待機水位（石狩川：180.10m、比布川：159.59m）に達し、一定時間後には、はん濫注意水位（石狩川：180.70m、比布川：160.28m）を超えると予想される時。
	その他の河川	ア 河川が一定時間後にははん濫注意水位に達すると予想される時。 イ 町域における大雨注意報（1時間雨量30mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 ウ 町域における洪水注意報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 エ 上記ア～ウの状況等を総合的に判断し、災害時要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
土砂災害		ア 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化等）が発見されたとき。
その他の災害		ア 災害の状況から、災害時要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準又は安全な場所へ避難させるための基準は、次によるものとします。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	比布川	ア 水位観測所の水位が避難判断水位（比布川：160.34m）に到達し、一定時間後には、はん濫危険水位（比布川：161.60m）に到達すると予想される時。 イ 河川はん濫のおそれがあるとき。 ウ その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川	ア 河川がはん濫注意水位を越え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 イ 町域における大雨警報（1時間雨量50mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川にいちじるしい増水がみられたとき。 ウ 町域における洪水警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川にいちじるしい増水がみられるとき。 エ ア～ウの状況を総合的に判断し、住民に安全な場所へ避難させておく必要があると判断される時。

区 分	判 断 基 準
土砂災害	ア 降り始めてからの雨量が 100mm を超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 イ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されるとき。
その他の災害	ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

### (3) 避難指示

被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、住民を直ちに避難させるものであり、その基準は次によるものとします。

区 分	判 断 基 準
風 水 害	比布川 ア はん濫危険水位（比布川：161.60m）に到達するとき。 イ 堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されるとき。）
	その他の河川 ア 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。
土砂災害	ア 避難勧告発令後、継続して雨が降り続けているとき。 イ 近隣で土砂災害が発生しているとき。 ウ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されるとき。
その他の災害	ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。

## 第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び防災関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによります。

○警戒区域の設置

○他人の土地、物件等の一時使用 等

## 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害の発生に際し人命又は財産の保護のために必要がある場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊派遣を知事に対し要請し、迅速かつ的確な救助活動の実施を図ります。

## 第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など比布町だけでは十分な災害応急対策が実施できない場合において、また、他の市町村で応援を求められた時の対策については、本計画の定めるところによります。

## 第8節 ヘリコプター等活用計画



## 第9節 救助救出計画

町及び比布消防署、警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下、被災者の救助救出活動を迅速に行います。

## 第10節 医療救護計画

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、各医療機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護を行います。

また、北海道に要請する事により、災害急性期（48時間以内）に、必要に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）、精神医療チーム（DPAT）の派遣をうけます。

DMAT…研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織されている医療チーム

DPAT…災害時におけるこころのケアの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等より組織されている医療チーム

## 第11節 防疫計画

## 第12節 災害警備計画

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想されることから、町は警察と連携し、災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持に努めます。

## 第13節 交通応急対策計画

災害時における道路などの交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによります。また、町では災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（役場等）までの道路を緊急輸送道路と定め、災害時において優先的に復旧が図られるよう定めています。

## 第14節 輸送計画

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の提供などを迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努めます。

## 第15節 食料供給計画

町は、被災者に対し確保した食料を迅速に供給します。

また、災害による、食料の供給対象者は次のとおりとなります。

- (1) 避難指示等に基づき避難場所にいる方
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な方
- (3) 旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない方
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

## 第16節 給水計画

## 第17節 衣料・生活必需物資供給計画

町は、被災者に対し確保した生活必需物資を迅速に供給します。



- 第 18 節 石油類燃料供給計画
- 第 19 節 電力施設災害応急計画
- 第 20 節 ガス施設災害応急計画
- 第 21 節 上下水道施設対策計画
- 第 22 節 応急土木対策計画
- 第 23 節 被災宅地安全対策計画

災害時における電気、ガス等のライフライン施設等の迅速かつ効果的な応急対策等は各事業者の活動計画により  
ます。比布町はこれらの事業者と相互の連携を保ち、応急対策等に可能な限り協力します。

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、被災宅地危険度判定を実施し、住民の安全を図ります。

第 24 節 住宅対策計画

災害によって家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努めます。

第 25 節 障害物除去計画

第 26 節 文教対策計画

災害時における児童生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、小中学校における応急対策を行うとともに、災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保します。

第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害時に死亡者が発生した時は、警察、消防等と緊密な連絡をとりつつ、遺体の捜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、必要に応じて広域的な協力を得ることに  
より、人心の安定を図ります。

第 28 節 家庭動物等対策計画

第 29 節 応急飼料計画

第 30 節 廃棄物処理等計画

第 31 節 防災ボランティアとの連携計画

町は、災害時に災害応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、一般ボランティアを受け  
入れます。

第 32 節 労務供給計画

第 33 節 職員派遣計画



## 第34節 災害救助法の適用と実施

### 災害救助法の適用基準

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
〔比布町〕 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。</li> <li>・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</li> <li>・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</li> </ul> <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</li> <li>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</li> </ol>		

## 第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、別編の「地震災害対策編」にて詳しく掲載しています。

## 第7章 事故災害対策計画

社会構造の変化により大規模な事故に対する予防対策、応急対策等を定めます。

### 第1節 航空災害対策計画

### 第2節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突などによる多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に関する対策について定めています。

### 第3節 道路災害対策計画

多数の死傷者等の出る道路災害の発生を未然に防止するとともに、災害が発生したときに早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るための対策について定めています。

### 第4節 危険物等災害対策計画

### 第5節 大規模な火事災害対策計画

多数の死傷者等の発生といった大規模な火災に対する対策について定めています。

### 第6節 林野火災対策計画

## 第8章 災害復旧・被災者援護計画

### 第1節 災害復旧計画

### 第2節 被災者援護計画

- 罹災証明の発行…災害により被害を受けた家屋等について、罹災証明を発行します。
- 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用提供…災害が発生した場合において、町長が認めるときは、被災者台帳を作成し被災者の援護を効率的に実施します。
- 被災者生活再建支援金の支給…災害により、住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建をすることが困難な被災者に対し、被災者生活支援金が支給されます。
- 中小企業、農業事業者への融資…道は中小企業や農林業者に対し、必要な融資または融資のあっせんを行います。